

お知らせ

火災とまぎらわしい行為等の届出について

新発田地域広域消防本部の管轄区域は、新発田市、胎内市、聖籠町の2市1町で構成されていますが、野焼きや焚火など行為（以下『火災とまぎらわしい行為』）の届出時の事務処理については、統一した対応がされていませんでした。

今般、新発田市及び聖籠町と新発田消防署で、火災とまぎらわしい行為についての情報を共有するため、下記のとおり届出の方法を改めました。

新発田市内、または聖籠町内で『火災とまぎらわしい行為』を行う方は、お手数をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

届出の方法

- ① 火災とまぎらわしい行為を行おうとする方は、届出用紙に必要事項を記入する。
（届出用紙は、新発田消防署、分署及び出張所、消防本部のホームページからダウンロードできるほか、新発田市環境衛生課及び聖籠町生活環境課の窓口にもあります。）
- ② 必要事項を記入した届出用紙を **新発田市の場合は新発田市環境衛生課（紫雲寺支所、加治川支所、豊浦支所も可）、聖籠町の場合は聖籠町生活環境課** に提出し、行為の可否について相談を行う。
- ③ 禁止行為の例外（どんど焼き、焚火、キャンプファイヤーなど）に該当すると判断された届出については新発田市環境衛生課（紫雲寺支所、加治川支所、豊浦支所も可）又は聖籠町生活環境課で受付印を押してもらおう。
- ④ ③の受付印を押してもらった届出用紙を新発田消防署（分署、出張所でも可）へ提出する。
（届出の受理に数日を要する場合があります。）

留意点

- ・野焼き等については一部例外となる焼却を目的としないどんど焼き、焚火、キャンプファイヤー等を除き環境面への配慮から**原則禁止**となっております。
- ・新発田市環境衛生課（紫雲寺支所、加治川支所、豊浦支所含む）又は聖籠町生活環境課の受付印のない届出は受理できません。
- ・この届出は、あくまでも届出であり、行為を許可するものではありません。
- ・行為場所が「〇〇地内」など不明確の場合は、可能な限り位置図の添付をお願いします。

お問い合わせ先

新発田地域広域事務組合消防本部 新発田消防署 消防機関係 TEL 0254-22-3701